

社会福祉法人 三恵会

三恵苑介護予防支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人三恵会が開設する三恵苑介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)が行う介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要支援状態にある高齢者等(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 三恵苑介護予防支援事業所
- 二 所在地 さいたま市西区大字中釣 2162 番地 4 星本ビル 1F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 担当職員 1名以上
担当職員は、介護予防支援業務を行い、要支援者の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 9時00分から18時00分までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制を取る。

(介護予防支援の提供方法、内容及び利用料)

第6条 介護予防支援の提供方法、内容は次のとおりし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 一 相談場所 三恵苑 1階相談室(必要に応じて居宅訪問を実施)
- 二 課題分析表の種類 MDS-HC、3団体方式
- 三 サービス担当者会議開催場所 三恵苑 1階相談室
- 四 居宅訪問の頻度 必要に応じて、3ヶ月 1回程度

2 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- 一 実施地域は、無料
- 二 実施地域外は、片道おおむね 10 キロ以上 1000 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、さいたま市西区北部圏域の区域とする。

(衛生管理)

第8条 事業所は、消防法等の規定に基づき、感染症や非常対策に関する業務継続計画を立てて、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。また、非常時の体制で早期の業務再開に努める。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 以上の措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意点)

第10条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 二 繼続研修 年 1 回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人三恵会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 11 月 1 日から一部変更する。

この規程は、平成 28 年 1 月 12 日から一部変更する。

この規程は、平成 28 年 2 月 21 日から一部変更する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から一部改定する。